

知らないきや損する

来年1月から公社債等の税制が大幅に改正されます

平成28年1月

①公社債等の利子

20.315% (源泉分離課税)
上場株式等との通算不可

②公社債等の売買損益

非課税
上場株式等との通算不可

③公社債の償還損益

累進税率 (総合課税)
上場株式等との通算不可

20.315%
(申告分離課税)
上場株式等との通算可
3年間の繰越控除可

平成28年1月から公社債・公社債投資信託の税制が大幅に変わりますので、今回も投資に関する税金のお話です。

最初に公社債・公社債投資信託とは何かです。国や県、市などの地方公共団体や民間企業などが、多数の投資家から資金を借りる際に発行する「借用証書」のようなものを「債券」といいます。国、県や市などの地方公共団体、民間企業がそれぞれ発行する債券が、国債・地方債・社債といひ、それらを総称して公社債といひます。

公社債では、資金の借り手は、予め定めた期日(償還日)に元本(借りたお金)や、利息を支払うことを約束しているので、定期預金と似ているかもしれませんが、ペイオフ制度がある定期預金とは異なり、資金の借り手が破たんすれば、貸したお金が全額戻って来ない可能性があったり、毎日評価されるため価格が変動したり、公社債は「投資商品」になります。また、公社債投資信託は、公社債を中心に運用される投資信託のことです。

今回の改正は、公社債・公社債投資信託の利子や売買時の損益、償還時の償還損益に対する税金が、27年12月までは、図のように①公社債等の利子は、定期預金と同じ20.315%の源泉分離課税、②公社債等の売買損益は非課税、③公社債の償還損益は雑所得で、給与と同じような累進税率の総合課税ですが、28年1月からは、①②③とも現在の株式や株式投資信託と同じ、

20.315%の申告分離課税となります。

公社債等の課税見直しを具体例で解説しましょう。23年に公社債投資信託の1つ外貨建MMF(米ドル建)を1米ドル100円で10万米ドル購入し、その後売却をする場合、売却時の為替レートが1米ドル120円なら、外貨MMF10万円米ドル×120円-10万円米ドル×100円=売却益は200万円です。27年12月までは、図の②公社債等の売買損益は非課税となるため200万円に税金は課税されませんが、28年1月以降は、200万円に20.315%の税金が課税されることになるわけです。

逆に売却時1米ドル80円の場合、外貨MMF10万円米ドル×80円-10万円米ドル×100円=売却損が200万円です。28年1月以降の売却なら、200万円の損を株式、株式投資信託や公社債などの売買益や配当金・分配金と損益を合計して計算する「損益通算」できたり、引ききれない損失は「3年間繰越控除」が可能になります。

28年1月からの税制改正を踏まえて、現在保有している公社債等を年内に売る?それとも待つ?かを判断してみてはいかがでしょうか。詳しくは、投資商品を購入している金融機関に尋ねてみてください。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サートファイアドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン